

令和6年度青梅市予算執行方針

令和6年度予算については、「第7次青梅市総合長期計画」に掲げる将来像「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮らす 青梅」ならびに3つの基本理念「豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち」、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」、「歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち」の実現に向けて、「1. 総合長期計画等の推進」、「2. 重点事業への取組」、「3. 持続可能な行財政運営の確立」の3つの基本方針のもとに編成を行った。

本市を取り巻く財政環境については、物価上昇が継続する中、賃金上昇の傾向は見られるものの、不安定な世界情勢や金融政策が景気に作用し、市内企業や市民生活へ及ぼす影響について、十分留意する必要がある。

今年度予算については、モーターボート競走事業からの繰出金を見込むとともに、市債の発行や財政調整基金の取りくずしなどをもって編成したところであり、中長期的には、少子高齢化に伴う扶助費等や市施設整備等にかかる投資的経費などの負担増により、厳しい財政運営を余儀なくされることが予想される。

このような状況を踏まえ、令和6年度予算の執行に当たっては、職員一人ひとりが、改めて、予算措置された各事業の目的や目標を理解し、目標達成に向けて諸課題の解決を図り、最小の経費で最大の効果を上げること。また、各事業の実施においては、日頃から、業務改善やデジタル技術を用いた業務変革を検討し、将来に向けた持続可能な行財政運営の確立を図ること。

あわせて、常に、国や都の政策動向の把握に努め、執行段階においても遺漏なく財源を模索し、その獲得に全力を挙げること。

なお、詳細については、下記のとおりとする。

記

1 一般事項

- (1) 「青梅市予算事務規則」、「青梅市会計事務規則」、「青梅市契約事務規則」等関係規程を遵守し、適正な予算執行に努めること。
- (2) 引き続き、マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、マイナンバーカードの利活用を推進し、行政手続きのオンライン化やワンス

トップ化に取り組み、いつでもどこでも手続き可能な環境整備を実現すること。

また、A I やR P Aなどのデジタル技術の活用、B P Rの徹底、情報システムの標準化・共通化などにより、事務の効率化に努めること。

(3) 「青梅市ゼロカーボンシティ宣言」を念頭に置き、市が率先して環境負荷の少ない取組を行うこと。

(4) 投資的事業については、起工段階において、コストのさらなる縮減を図ること。

また、4月1日付け企画部長事務連絡「令和6年度投資的事業進行管理要領について」にもとづき、起工および発注については、可能な限り早期に行うこと。

なお、事故繰越しは、避けがたい事故（災害）のため年度内に支出が終わらなかったものののみが対象であることに十分留意すること。

(5) 令和5年度から令和6年度への繰越明許については、的確な執行および早期完了に努めること。

(6) 予算決算委員会や、監査委員による指摘事項（決算審査、定期監査および財政援助団体等監査）などの趣旨を踏まえ、市民に対する説明責任を果たせるよう、適正な執行に努めること。

(7) 予算執行時において、事業内容の変更や、新たな予算措置が必要となった場合、また、工事の遅れなどで事業の年度内完了が見込めない事態が発生したときは、必ず財政課長と協議すること。

(8) 市民が「住んでいて本当に良かった」と思う青梅市の実現を念頭に置いて業務に取り組むとともに、シティプロモーションにおいては、移住・定住者が新たな移住・定住者を呼び込む好循環「おうめサイクル」につながるよう、セクションを超えて連携・協力し、効果的な情報発信に努めること。

(9) 働きやすい職場環境となるよう心掛けるとともに、業務内容の見直しや職員間の業務量の平準化に取り組み、時間外勤務の抑制に努めること。

(10) 市民生活や地域経済の状況把握に努めるとともに、国や都の政策動向を注視し、時機を逸すことなく適切な施策を講じること。

2 歳入に関する事項

(1) 市税については、課税客体の的確な把握に努め、異動処理等における調定の早期化を図ること。

(2) 市税および国民健康保険税等の徴収については、現年課税分の納期内納入とともに、収納率の向上に努めること。

また、滞納整理による執行停止および不納欠損等については、納期限の通知、督促状の発行等の事務処理についても、関係法令を遵守し適正に行うこと。

(3) 各種負担金・使用料等については、納期内納入に努め、未収金が発生しているものについては、早期の回収に努めること。

(4) ふるさと納税による寄付金については、市の地域特性を踏まえた返礼品の拡充により、増収に取り組むこと。

なお、返礼品の開拓等については、セクションを超えて連携し、積極的に取り組むこと。

(5) 従来から一般財源で実施している事業については、他団体における財源確保の取組状況等の情報を積極的に収集し、当初予算の歳入に未計上であっても、可能な限り財源の確保に努めること。

(6) 補助金等の交付申請において、補助対象経費に会計年度任用職員報酬等が含まれる場合には、対象の会計年度任用職員にかかる「期末手当」、「勤勉手当」、「社会保険料」および「健康診断委託料」を職員課等に確認し、遺漏なく計上すること。

3 歳出に関する事項

(1) 国や都の施策見直し等により、補助金などの特定財源が当初の見込みよりも減額される見通しとなった場合には、原則として当該事業については、縮減または執行停止とする。

(2) 補助金等の交付に当たっては、「補助金交付規則」などにより、補助の目的、内容を明確にし、透明性の確保を図り適正に執行すること。交付申請書、実績報告書については、遅滞なく提出されるよう指導を徹底すること。

また、報告にかかる会計経理、使途、効果等について、必要となる書類の提出を求め、ヒアリング、現地調査など、適正な審査を実施し、

検証すること。

なお、運営費等への補助で繰越金があるものについては、補助の必要性等を確認すること。

(3) 事務の効率化や見直し等に留意し、創意工夫により経費の削減等が見込めるものについては、年度途中であっても積極的に取り組むこと。

(4) 予算の執行残額については、原則として減額補正を行うこと。

なお、入札により生じた契約差金については、原則として他の使途への流用を認めない。

(5) 支出負担行為、支払い事務の処理等の手続は、別添「予算執行における手続等」を遵守し、適正な伝票処理に努めること。

以上